県南広域振興局長告示第124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東山町土地改良区(一関市)から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年7月24日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 就任

(1) 理事

安 東 泰 彦 一関市東山町松川字野平197番地1

石 崎 泰 男 " " " 220番地

伊藤峯男 " "字三室平139番地

大 西 正 光 " "字一市町40番地

鈴木正市 " "字町裏ノ上28番地

伊藤昭一 " "字館81番地

鈴 木 精 " "字岩ノ下219番地

小野輝彦 " "字寺崎75番地

(2) 監事

五安城 嘉 一 一関市東山町松川字三室平156番地

伊藤東市郎 " "字岩ノ下沖60番地1

鈴 木 勝 則 " "字深堀61番地

2 退任

(1) 理事

安 東 泰 彦 一関市東山町松川字野平197番地1

石 崎 泰 男 " " " 220番地

伊藤峯男 " "字三室平139番地

大西正光 " "字一市町40番地

鈴木正市 " "字町裏ノ上28番地

伊藤昭一 " "字館81番地

鈴 木 精 " "字岩ノ下219番地

小野輝彦 " "字寺崎75番地

(2) 監事

五安城 嘉 一 一関市東山町松川字三室平156番地

伊藤東市郎 " "字岩ノ下沖60番地1

鈴 木 勝 則 " "字深堀61番地